

配電柱・電話柱・送電鉄塔にかかる行為の制限

(電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物)

届出対象行為			
全 地 域 共 通	行為の種類		規模等
	(1)新設・移転	眺望道路の路端から 20メートル以内の地域	高さ10mを超えるもの
		上記以外の地域	高さ15mを超えるもの
	(2)更新*1		更新後の規模が(1)の規模を超える場合もの ただし、更新前の柱・塔類から高さが増さない場合は 対象外。
	(3)柱・塔類本体の外観変更*2 又は色彩の変更		(1)の規模を超えるもの
	*1 更新とは既設柱から3m以内における建替を言い、それ以上の位置変更を伴う場合は移転 扱いとなる。		
*2 電線・変圧器・装柱といった附属物のみの変更は対象外。			

配電柱・電話柱・送電鉄塔にかかる景観形成基準

	区分	形成基準
全 地 域 共 通	1 配置	・視点場から景観資源を眺望した際、その視野に大きく掛かる配置を避ける。 ・新規建柱は極力避け、既存電柱類への共架に努める。 ・眺望道路沿いに配置する際は、道路敷地内を避けて民地側の配置に努め、 車道及び歩道からの後退距離を確保する。
	2 規模	・機能上必要最小限の大きさ及び高さとする。
	3 色彩	・灰白色やその他景観色等、周辺景観と調和した目立たない色彩を用いる。